

令和3年度  
一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

**1 趣 旨**

中小企業退職金共済事業本部では、退職金制度の普及が未だ十分ではない中小零細企業に対して、一般的の中小企業退職金共済制度（中退共制度）への加入促進を積極的に展開しているところであるが、中小企業においては依然として厳しい経営環境が続いている。

こうした状況下においても、退職金制度は人材の確保や企業価値を高める手段として有効であり、さらには転職時及び退職後の所得保障等重要な役割を果たしていることから、令和3年度の「一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」においては、①中退共制度の広範な周知広報（他の退職金・企業年金制度等との間で資産移換が可能となるなどポータビリティが拡充されていることの周知を含む）、②未加入企業に対する制度説明会・個別相談会の開催による加入勧奨、③既加入企業に対する短時間労働者を含む新規採用従業員の追加加入促進を重要な柱として、関係機関・団体の協力を仰ぎつつ積極的に取り組むこととする。

**2 実 施 期 間**      自 令和3年10月1日  
                          至 令和3年10月31日

**3 後 援**      厚生労働省

**4 協力を依頼する機関・団体**

(1) 行政機関

中小企業庁、地方経済産業局、国土交通省海事局、地方運輸局、都道府県、労政主管事務所、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、及び市区町村（順不同）

(2) 関係機関

（独）中小企業基盤整備機構、及び全国中小企業取引振興協会（順不同）

(3) 金融機関

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫、及び代理店金融機関の本支店（順不同）

(4) 事業主団体

日本商工会議所、都道府県商工会議所連合会、商工会議所、全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、商工会、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国労働基準関係団体連合会、全国労働保険事務組合連合会、全国青色申告会総連合、青色申告会、全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会、全国中小企業労働者福祉サービスセンター、全国ハイヤー・タクシー連合会、日本税理士協同組合連合会、TKC企業共済会、及びその他委託事業主団体（順不同）

(5) 業務委託保険会社

**5 実 施 事 項**

(1) 広報活動

- ① ポスターの掲示及び配布
- ② 広報資料（ちらし・パンフレット）の窓口備え付け及び配布依頼
- ③ 関係機関・団体等の機関紙・広報誌等への記事掲載依頼
- ④ 事業主等を対象とした各種会合での広報資料の配布
- ⑤ インターネットを活用した広報

(2) 加入促進活動

- ① 未加入企業を対象とした制度説明会の開催
- ② 未加入企業への個別訪問による加入勧奨
- ③ 事業主団体等への業務委託の促進及び中退共制度の加入促進依頼

## 【加入勧奨して頂く際のポイント】

### 1. 制度の特色についての周知

#### (1) 有利な掛金助成

- ① 新規加入助成：初めて加入する事業主に、掛金月額の1/2（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には、掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円を更に上乗せして助成します。
- ② 月額変更助成：18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

注意：社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金から資産移換の希望を申し出た事業主、特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を申し出た事業主及び企業合併等に伴う企業年金制度との間の資産移換を申し出た事業主は、新規加入助成の対象にはなりません。  
また、同居の親族のみを雇用する事業主は、新規加入助成、月額変更助成ともに対象にはなりません。

#### (2) 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

#### (3) 簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの退職金試算額や掛金納付状況を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

#### (4) 家族従業員の加入

同居の親族である従業員も加入できます。注意：対象外となる場合があります。

#### (5) 通算制度でまとまった退職金

- ① 初めて加入する事業主は、新規加入従業員について加入前の勤務期間を通算することができます。
- ② 本制度の加入企業間、本制度加入企業と特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度または特定退職金共済制度（特退共制度）の加入企業間を転職等した場合、それぞれの制度へ前の制度での退職金相当額を通算できます。

#### (6) 企業合併等の資産移換

平成30年5月1日以後に合併等を行った場合は、中退共制度と企業年金制度間の資産移換ができます。

#### (7) 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いを受け取ることもできます。

#### (8) 地方自治体等による補助制度

中小企業の振興と労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独自の掛金補助制度を実施している地方自治体等があります。

### 2. 新規加入の勧奨

退職金制度を設けることにより、従業員は安心して働くことができ、企業への信頼感が高まることも期待されます。また、事業主にとっては、従業員との信頼関係が強まり雇用の定着率が高まることや、雇用条件の改善が、優秀な人材の獲得に繋がることなどが期待されます。

新規加入を勧奨して頂く際には、上記1.に掲げた特色に加え、こうした人材獲得面でのメリットにも言及して頂ければ幸甚です。

### 3. 追加加入の説明

中退共制度は、その事業主が雇用する従業員全員の加入を原則としています。既に加入している企業に対しては、中退共加入時以降に採用された従業員で、まだ中退共に加入していない従業員がいらっしゃる場合は、追加加入が必要である旨、ご説明下さい。

### 4. 短時間労働者（パートタイマー等）の加入勧奨

短時間労働者（1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員に比べて短く、かつ、30時間未満である従業員）も加入することが可能です。通常の掛金月額のほかに、加入しやすい特例掛金月額（2,000円・3,000円・4,000円）も選択できるほか、当該企業が新規加入の場合には、掛金助成の上乗せもあります。そうした点にも言及して、積極的な加入の勧奨をお願いします。

### 5. 掛金月額の増額の勧奨

掛金月額の増額にも月額変更助成が設けられています。既に加入している企業には、当助成制度もご紹介頂き、掛金月額の増額を後押しして頂くようお願いします。